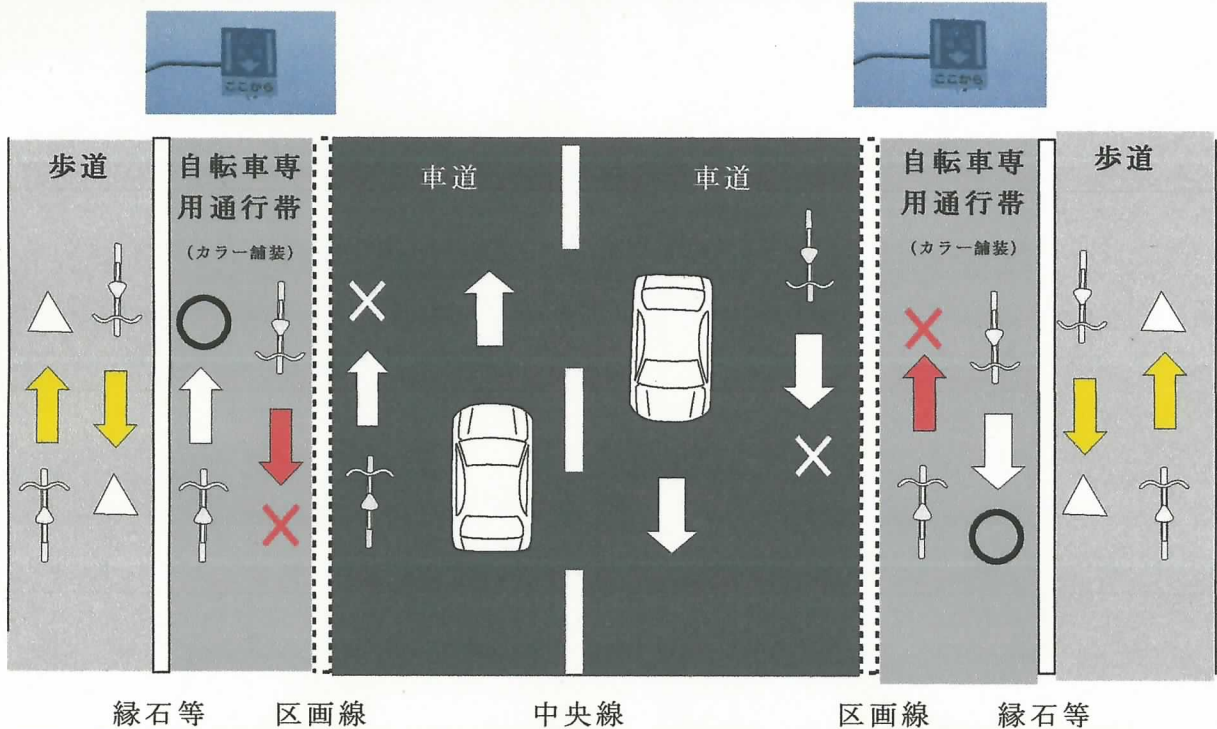


《普通自転車専用通行帯の運用開始》

- 1 設置区間** 【気仙沼市神山2-5先から本郷9-1先まで】
 県道気仙沼唐桑線の約500m区間が普通自転車専用通行帯として運用開始されます。



2 普通自転車専用通行帯の通行方法



- 自転車は、普通自転車専用通行帯(自転車レーン)がある場合原則として左側の普通自転車専用通行帯(自転車レーン)を通行しなければいけません。
 ただし、13歳未満の児童及び70歳以上の方は歩道を通行することができます。
- 自転車専用通行帯がある場合、自転車は車道を通行することはできません。

～交通ルール 守るあなたが 守られる～ 宮城県気仙沼警察署